

## (1) 福祉有償運送への取り組み

福祉有償運送の利用者層が増加する中で、福祉有償運送サービスに取り組む団体も年々増加している。

全国の実態を把握した統計は少ないが、東京ハンディキャブ連絡会の調査によると、現時点で全国で約 3,000 団体が活動している。

個々の団体の連携を図るネットワーク団体が存在している地域では、情報交換や業務上の連携において、ネットワーク団体が重要な役割を果たしている。一方で、ネットワーク団体が存在しない地域では、情報の共有化が遅れていたり、個々の団体が連携して何かに取り組む機会が少ない。

増加することが推測される福祉有償運送へのニーズに各地で対応していくためには、個々の団体がガイドラインで求められている要件を満たすことが必須であるが、その実現のための教育体制の整備を個々の団体で独自に行っていくことは負担が大きい。ネットワーク団体が存在しない地域での教育体制の確立については、他の地域を含め、関係者による連携、支援が必要と考えられる。

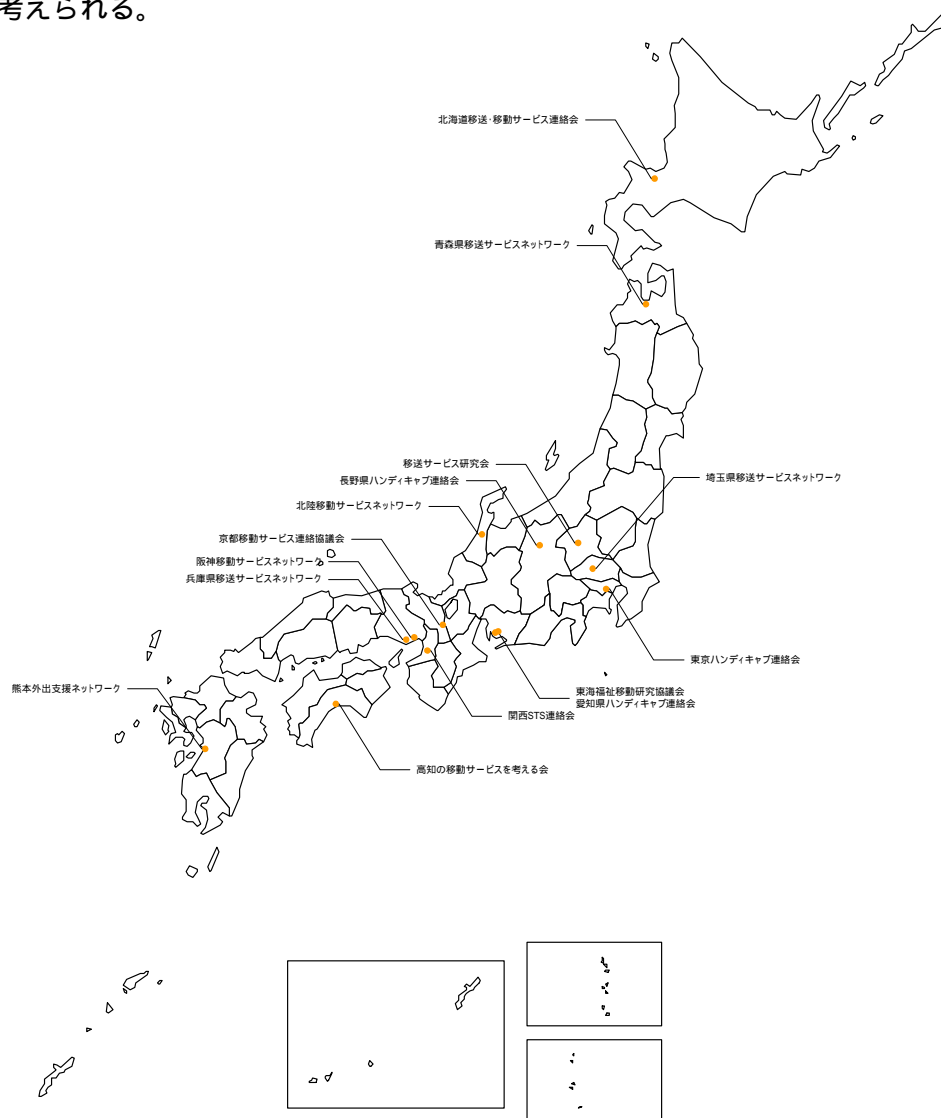


図 2 - 6 移送・移動サービス地域ネットワーク団体連合会拠点図(ネットワーク団体の例)

(2) 福祉有償運送実施団体の社会的位置づけ

1) 道路運送法第 80 条第 1 項と構造改革特区

福祉有償運送は 1970 年代後半から行われていたが、活動が活発化した 1990 年代頃から、道路運送法に抵触していることが、改めて問題視されてきた。

道路運送法

(有償運送の禁止及び賃貸の制限)

第 80 条 自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

このような中、2002 年に構造改革特区推進のためのプログラムが出され、『構造改革特区において実施することができる特例措置』の一つとして、『NPO によるボランティア輸送において、有償運送を可能化』することが実現することとなり、第 1 次提案から第 7 次提案の現在に至るまで、16 の自治体が構造改革特区申請をしており、うち 13 の自治体が構造改革特区に認定されている。

構造改革特区において実施することができる特例措置-事業 1206

<NPO によるボランティア輸送において、有償運送を可能化>

全国で本格実施するための 3 ヶ月程度の先行実施であること。

旅客輸送の安全確保及び利用者の利益利便の保護を十分図ることを基本とし、特区の性格、当該地域の特性等を勘案しつつ、タクシー等を補完する形で NPO が福祉目的に限定した輸送を行うものであること、地方公共団体が一定以上責任を有する体制になっていること等一定の条件を満たすこと。また、当該地方公共団体を含む運営協議の場を設けて先行実施の管理を行い、先行実施の結果判明した問題点等については速やかに関係者に報告させる体制を整えることとする等利用者の視点にも十分配慮すること。

表 2 - 1 構造改革特区（事業 1206）に認定された地域

認定済		申請のみ
東京都世田谷区	熊本県玉名市	千葉県流山市*
長野県小海町	三重県飯高町	栃木県今市市*
熊本県菊池市	群馬県高崎市*	東京都練馬区*
神奈川県大和市	東京都板橋区*	
大阪府枚方市	神奈川県（除 大和市）*	
岡山県		
熊本県複数市町		
長野県三水村		

後述するガイドラインが出された後に申請した地域

2) 道路運送法第 80 条第 1 項の許可に関する通達（通称：ガイドライン）

2004 年 3 月 16 日、国土交通省自動車交通局は、道路運送法第 80 条第 1 項に関して、構造改革特区での特例措置の内容を見直した上で、当該制度の全国実施を図ることとし、新たに構造改革特区における措置として、福祉有償運送についてセダン型等の一般の車両の使用を認める通達（通称：ガイドライン）を出した。

活動に従事する人材、組織体制については、以下がその許可の要件として示された。

ガイドラインで示されている許可要件（福祉有償運送関連事項のみ抜粋）

< 運転協力者 >

- ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者
- ・ 移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者
- ・ 移動制約者の輸送の安全の確保に関する知識又は経験を有する者であること

< 運行管理主体 >

- ・ 運行主体において、運行管理に係る責任者が選任されており組織体制が整っていること、点呼、報告、指示、記録等に係る指揮命令系統が明確にされていること
- ・ 特に、運転者が自家用自動車を提供し運転者の自宅から利用者の自宅等へ直接出向く場合にあっては、電話等により運行管理に関する事項について指示、伝達、報告が確実にできる体制が整っていること
- ・ 運送主体において、使用する自動車の整備管理が適切に行われていること
- ・ 運送主体において、事故防止、安全確保について必要な研修等を行う計画があること
- ・ 地方公共団体、運送主体の双方において、事故発生時において緊急の連絡体制が整備されており、対応に係る責任者が明確であること
- ・ 地方公共団体、運送主体の双方において、利用者からの苦情に対し適切に記録、対応する体制となっており、対応に係る責任者が明確であること
- ・ 地方公共団体、運送主体の双方において、その他有償運送の条件が常時確保されているかどうかについての管理体制が整っており、責任者が明確であること

移送サービス団体が当該要件を満たしているか、また当該地域に福祉有償運送が必要か否かを判断する場として、地方公共団体が主宰する運営協議会を設置する必要があり、これまでに以下の地域で運営協議会が設置されている。しかし、運営協議会に出席する団体が揃わないことや、自治体の意識とNPO団体とに剥離があることなどから、運営協議会の開催が困難な地域も出てきている。

表 2 - 2 運営協議会設置済地域 (H16.9.30 時点)

都道府県	運営協議会設置済地域
北海道	枝幸郡歌登町 (H16.7.21)
東京都	世田谷区 (H15 年度特区)
神奈川県	大和市 (H15 年度特区)
長野県	三水村 (H15 年度特区) 小海町 (H15 年度特区) 中川村 (H16.3.29)
福井県	丸岡町 (H16.7.2)
三重県	飯高町 (H15 年度特区)
大阪府	枚方市 (H15 年度特区)
兵庫県	宍粟郡山崎町 (H16.9.2)
岡山県	岡山県・岡山地区・倉敷地区・勝英地区・東備地区・真庭地区・津山地区 (H15 年度特区)
熊本県	菊池市 (H15 年度特区) 玉名市 (H15 年度特区) 県他 10 市町村 (H15 年度特区)

出典) 国土交通省自動車交通局ホームページ

(3) 安全・安心なサービス提供へ向けた団体の取り組み

安全・安心なサービス提供へ向けて、運転者については既に各団体で講習会が開催されており、移送・移動サービス地域ネットワーク団体連合会（移送サービス運営マニュアル編集委員会作成テキストに準拠）と、（社）全国乗用自動車連合会等による講習会は、ガイドラインの中でも許可要件の一つとして例示されている。

しかし、これらの団体が限られたスタッフで全国に一定水準の講習会を展開することは、各団体にとって負担が大きいため、全国各地の団体自らが単独ないし共同で一定水準の講習会を開催できるような標準カリキュラムを国として示すことが必要である。

標準カリキュラムを検討するにあたって、講習会主催団体のうち、検討会・ワーキンググループ委員でもある移動サービス市民活動全国ネットワークと、移送・移動サービス地域ネットワーク団体連合会の講習会の内容や日数等を参考にした。

図 2 - 7 既に開催されている主要な講習会の例

	移動サービス市民活動 全国ネットワーク	移送・移動サービス地域 ネットワーク団体連合会	(社)全国乗用自動車連合会 (財)全国福祉輸送サービス協会 (社)シルバーサービス振興会
対 象 者	特に限定せず	ボランティア団体や NPO 法人等の市民活動による移送サービス実施団体で運転協力者として活動しているか、具体的に始めようとしている人	普通自動車運転免許取得者
日 数	2 日間	2 日間	通信教育 22 時間 研修 3 日間
受 講 料	¥21,000/会員¥15,000 (交通費・食費自己負担)	¥17,000 (交通費・食費・宿泊費込み)	¥50,000 (資格所持者は免除あり)
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オリエンテーション</li> <li>・自己紹介</li> <li>・福祉の理念</li> <li>・介護技術デモンストレーション</li> <li>・介護技術実習</li> <li>・高齢者疑似体験</li> <li>・福祉車両の扱い方</li> <li>・タイヤ交換</li> <li>・筆記試験の説明とポイント</li> <li>・筆記試験</li> <li>・合格発表とまとめ</li> <li>・運転適性検査 K - 2</li> <li>・運転技能認定基準概要の解説</li> <li>・運転技能練習・講評</li> <li>・運転技能認定検定</li> <li>・認定に関する講評と合否発表</li> <li>・全体講評</li> <li>・質疑応答および交流会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オリエンテーション</li> <li>・移送サービスとは</li> <li>・移送サービスの利用者を理解する</li> <li>・介助について（講義・実技）</li> <li>・移送サービスに関する法律を理解する</li> <li>・移送サービスでの運転について</li> <li>・各地の移送サービスの現状と情報交換</li> <li>・福祉車両について（講義・実技）</li> <li>・運転実技講習</li> <li>・移送サービスの活動の様子から</li> <li>・講習の振り返りと評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 通信 &gt;</li> <li>・福祉サービスの基本視点</li> <li>・社会福祉の制度とサービス</li> <li>・ケア輸送サービス概論</li> <li>・医学・医療・看護の基礎知識</li> <li>・障害・疾病の理解</li> <li>・高齢者・障害者（児）の生活・行動と心理</li> <li>・ケア輸送サービス遂行上の留意点</li> <li>・建築物内外を移動する際の留意点</li> <li>・車両の運転・管理と事故防止</li> <li>&lt; 研修 &gt;</li> <li>・車いす利用者・肢体不自由者への対応技術</li> <li>・高齢者及びその他の障がい者への対応技術</li> <li>・居宅での介護技術</li> <li>・通信教育確認テスト</li> <li>・サービス従事者の健康管理と緊急時の対応</li> <li>・車いす利用者・肢体不自由者への対応技術</li> <li>・視覚障がい者への対応技術</li> <li>・聴覚障がい者への対応技術</li> <li>・ケア輸送サービスにおける接客接遇の心得</li> </ul>

資料：各主催団体チラシ、ケア輸送サービス従事者研修ホームページ